

社会福祉法人 熊本県ひとり親家庭福祉協議会

役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会（以下「法人」という。）の会長及び副会長・理事・監事（以下「役員等」という。）の報酬及び

費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、次のとおりとする。

会 長	1日につき	8,000円
副会長	1日につき	6,000円
理 事	1日につき	5,000円
監 事	1日につき	8,000円

(支給日)

第3条 役員等の報酬のうち会長は毎月月末（支給日が銀行休日の場合は、前営業日）に支払う。又、副会長・理事・監事は、勤務の都度支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当	理事会	1日につき	5,000円
		半日につき	2,500円
	評議員会	1日につき	2,000円
		半日につき	1,000円

宿泊料 実 費

(改正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

附則

この規程は、平成19年9月23日から施行する。

この規程は、平成21年4月 1日から施行する。

この規定は、平成22年4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年4月 1日から施行する。